

<表 11> 宮城県的主要被災市町村における介護給付費の対前年同月比 (%)

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
宮城県平均	4.3	4.9	7.9	-23.5	48.0
石巻市	5.8	8.6	5.6	-55.7	143.5
気仙沼市	5.0	4.4	36.5	-56.7	147.4
名取市	1.5	2.5	1.6	-38.5	73.2
多賀城市	7.6	4.7	6.8	-33.3	76.0
岩沼市	9.8	5.5	9.6	-39.2	84.7
山元町	2.0	13.1	8.5	-46.0	82.9
女川町	2.4	9.4	7.2	—	—
南三陸町	-2.1	9.1	9.8	-62.9	201.8

同じく、福島県においても大震災の影響が強く現れている。津波の被害が大きかった沿岸部と放射線漏れの問題で全村避難を余儀なくされた市町村を中心に介護給付費が大幅に減少している。すなわち、相馬市、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村などである。統計が欠落している田村市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町などでは減少が想定される(図 12、表 12)。

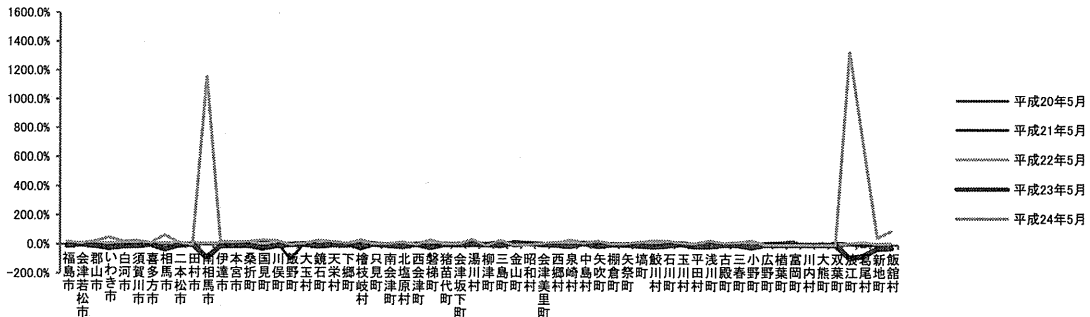


図 12 福島県の介護給付費の対前年同月比

<表 12> 福島県の主な被災市町村における介護給付費の対前年同月比 (%)

	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
福島県平均	5.8	5.9	9.0	-18.7	35.6
相馬市	5.0	3.0	10.2	-32.6	65.6
田村市	6.8	7.3	9.3	—	—
南相馬市	6.5	4.4	7.8	-90.5	1158.9
広野町	13.0	1.4	8.6	—	—
楡葉町	17.6	-1.6	2.8	—	—
富岡町	23.7	6.3	10.5	—	—
川内村	-11.3	2.4	-3.8	—	—
大熊町	8.4	0.2	15.3	—	—
双葉町	4.5	17.8	8.0	—	—
浪江町	6.8	8.8	10.6	-90.2	1329.0
葛尾村	-8.6	1.3	17.1	-76.7	686.7
飯館村	10.1	-6.0	10.8	-22.1	95.1

④ 請求事業所数に及ぼした影響（仮説 6 の検証）

介護サービス事業所および介護施設の全半壊、介護サービス受給者の減少により、平成 23 年（2011 年）3 月の介護報酬の請求事業所数が含まれている平成 23 年（2011 年）9 月末日時点の請求事業所が岩手県と宮城県において減少したことが明らかになった（図 13、表 13）。

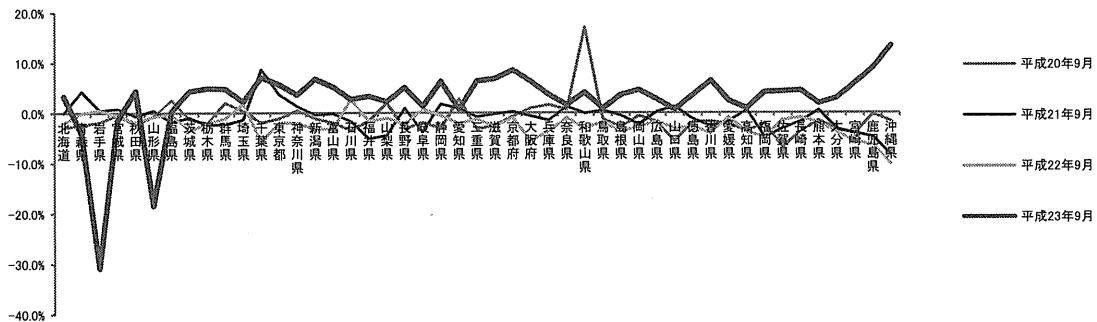


図 13 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比

<表 13> 都道府県別の請求事業所数の対前年同月比 (%)

	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
全国平均	-0.8	-1.8	-3.2	5.2
岩手県	-1.8	0.5	0.6	-30.8
宮城県	-0.4	0.8	-0.6	-1.5
福島県	2.6	-1.8	-0.3	0.3

6.4 考 察

今回の調査分析の結果、以下のことが明らかになった。東日本大震災の被災の程度が他の地域に比べて相対的に大きかった被災地3県において、介護保険事業統計にゆがみが生ずるとともに（前掲の表3）、平成23年（2011年）3月から5月までのほぼ3か月の間に介護サービスの利用実績が大幅に落ちていた（〈別表3〉）。

しかし、これは「統計上」の減少であって、「実需」が落ちたわけではない。この統計上の齟齬が起こった理由についての仮説としては、この時期の交通アクセスの支障や遮断、介護事業者のサービス提供体制の不備等が考えられる。この傍証として、被災3か月後には、被災地3県における介護サービス受給者数、介護給付費、介護報酬の請求事業所数等が震災前の水準に戻っていること（〈別表5〉）や平成23年（2011年）3月から5月までのほぼ3か月の間に被災地3県における第1号被保険者や要介護・要支援認定者等があまり減っていないことがあげられる（〈別表1〉および〈別表2〉）。

また、介護保険事業統計の種別によっては震災直前の月の平成23年（2011年）1月から2月にかけても対前月同比で減少している都道府県も多い。この期間中の減少は季節的な要因によるものであると考えられる。つまり、冬季の寒さなどによる介護サービスの利用減（自然減）である可能性が高い。ただ、「都道府県別の受給者1人当たりの費用額」の状況を例にとってみると、平成23年（2011年）1月から12月までの1年間において季節に関係なく1人当たりの費用額が増減を繰り返しているので、その要因が必ずしも季節的な要因であるとは言えないという状況も見られる（〈別表4〉）。要因のひとつとして考えられるのは、2か月ごとに支給される年金による影響であるが、これについてはさらなる検証が必要である。なお、紙幅の都合にてその他の介護保険事業統計については触れないが、このような状況は他の介護保険事業統計においても見られる。

さらに、統計上では震災後に介護サービスの利用者が減少しているように見えるが、年次別の時系列分析結果からすると、それは見かけ上の一時的な減少であると言える。介護サービスの利用実績が現れている被災地3県における平成23年（2011年）4月末または5月末時点の介護保険事業統計は、介護保険事業統計の種別と保険者別では若干の時間差はあるものの、その翌年の平成24年（2012年）4月末または5月末時点にはほぼ原状回復（反動増も見られる）している（前掲の表4～表12参照）。つまり、年単位で見れば介護サービスの利用者が減少しているとは言えない状況が確認できる。ただ、震災死した要介

護者の減少による介護サービスの利用減が考えられるため、東日本大震災が介護保険事業統計にあまり影響を及ぼしていないと結論づけるのも早計過ぎる。

請求事業所数についても見ても、平成23年（2011年）9月末時点の減少（前掲の表13）は介護サービス受給者の減少による請求事業所の一時的な減少であり、居宅サービス事業所（地域密着型サービスを含む）および介護保険施設そのものが減少（倒産または閉鎖）したとは言いがたい。本稿執筆時点において、平成24年（2012年）9月末時点の統計はまだ公表されていないため、その後の増減の状況は確かめられないが、上記で考察したその他の介護保険事業統計の状況から類推すると原状回復している可能性が高い。

上記の分析結果から言えることは、介護保険事業統計のゆがみの要因を東日本大震災にだけ求めるのは早計過ぎるということである。したがって、同期間中の介護サービスの利用実績をさらに詳しく把握して介護保険事業統計のゆがみの要因をより明確に明らかにするためには、今回の調査分析に用いた介護保険事業統計以外の複数の統計資料を組み合わせる必要がある。

ちなみに、介護保険事業統計にゆがみについて附言すると、被災地3県のなかで統計の欠落が確認されなかった保険者においても統計のゆがみが見られる。つまり、介護保険事業統計の種別と保険者によって1~2か月のタイムラグはあるものの、平成23年（2011年）2月から平成24年（2012年）5月までの期間中に統計の欠落が確認できる。これは、この時期の交通アクセスの支障や遮断等により、要介護認定、介護サービスの提供など、介護保険事業統計にかかわる通常の業務はできなかったことに起因していると考えられる。

6.5 結論

本研究の結果、介護保険事業統計に見られる数字の減少は統計のゆがみによる「統計上」の減少であり、実際には介護サービスの利用実績が減っていない可能性が高いということが示唆された。つまり、東日本大震災によって介護サービスの需給が減少したわけではない。ということで、政府、自治体、事業者、需要者などは統計上の数字を鵜呑みにしてはならない。ただ、仮説検証の結論まで至るのは今回の分析結果だけではやや早計なので、今後は複数の調査資料等を用いた複眼的かつ多面的な検証を行う必要がある。

つまるところ、要介護者の個票データによる詳細な分析が望まれる。被災地3県における要介護者の個票データを今後深く追求することで、統計の欠落を是正するとともに、居住地域に合ったより実効性の高い防災・震災対策等が講じられると思われる。

6.6 今後の研究の方向性および研究課題

東日本大震災の被災状況を調べた諸調査—国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について」、水産庁「東日本大震災について～漁場施設の被害状況調査について～」、社団法人日本水道協会「平成23年（2011年）東日本大震災水道施設被害等現地調査団報告書」など—によると、同一の市区町村においても、住民の居住地域（地区）によって被災の程度が異なるということが確認できる。

したがって、今後の研究においては要介護者の居住地域による被災状況と介護サービスの利用状況を把握する必要があると思われる。今回の研究では厚生労働省からの個票データが入手できなかったため、その状況の把握ができなかった。個票データを用いた居住地域ごとの要介護者の介護サービス利用状況を把握することで、居住地域に合ったより実効性の高い防災・震災対策等が講じられるだろう。

今後の研究においては、防災・震災対策等のための基礎資料を提供すべく、サービス別、要介護度別の介護サービスの利用状況の分析を進めるとともに（表14）、東日本大震災によって転院・転居などを余儀なくされたと推察される要介護者の震災後の移動状況の把握に取り組みたい。その際は、総務省統計局の東日本大震災関連情報—「平成22年国勢調査 小地域概数集計」（平成23年7月12日更新公表）、「平成22年国勢調査 人口等基本集計結果」（平成23年7月27日公表）、「平成22年国勢調査 小地域集計および産業等基本集計」（平成23年12月20日公表）、「住民基本台帳人口移動報告」（平成24年12月27日更新公表）など—に関する統計調査等を活用しながら進める予定である。これらの人口動態調査を用いると被災地3県における震災後の死亡者数（震災死）、死亡者に占める要介護者の割合等の把握は可能であると思われる。しかし、要介護者の移動状況をより正確かつ多面的に把握するには要介護者の個票データに基づく分析が必要不可欠となろう。

<表 14> 今後取り組む予定の作業仮説別の調査項目

作業仮説	調査項目
1	現時点ではなし
2	現時点ではなし
3	<p>【仮説 3】②また、交通アクセスの支障や遮断等の影響を受けやすい居宅サービス受給者が施設サービス受給者に比べて相対的に多く減少した。③さらに、避難が困難であったと考えられる重度要介護者の死亡等により、重度要介護者の介護サービス利用が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の受給者数</p>
4	<p>【仮説 4】交通アクセスの支障や遮断等、介護事業者のサービス提供体制の不備等により、受給者 1 人当たりの介護サービス利用量、つまり受給者 1 人当たりの費用額が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の受給者 1 人当たりの費用額</p>
5	<p>【仮説 5】介護サービス受給者数および 1 人当たりの介護サービス利用量の減少により、介護給付費が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・要介護度別の受給者数</p>
6	<p>【仮説 6】介護サービス事業所および介護施設の全半壊等により、在宅介護事業所および介護施設、つまり介護報酬の請求事業所数が減少した。</p> <p>【データ集計・分析項目】サービス別・事業主体別（注）の請求事業所数</p> <p>〔注〕事業主体は、社会福祉法人（社協以外）、社会福祉法人（社協）、医療法人、民法法人（社団・財団）、営利法人、非営利法人（NPO）、農協、生協、その他法人、地方公共団体（都道府県）、地方公共団体（市町村）、地方公共団体（広域連合・一部事務組合等）、非法人、その他である。</p> <p>※ただし、厚生労働省からデータ（都道府県別の介護報酬の請求事業所数および被災地 3 県における市町村別の介護報酬の請求事業所数）の入手ができた場合に行う。</p>

参考ウェブページ

- ・厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-1.html>
- ・厚生労働省「介護給付費実態調査（月報）」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/45-1b.html>
- ・厚生労働省（e-Stat）「介護サービス施設・事業所調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=00001029805&requestSender=dsearch
- ・国土交通省「東日本大震災による被災現況調査結果について」
http://www.mlit.go.jp/report/press/city07_hh_000053.html
- ・社団法人日本水道協会「平成23年（2011年）東日本大震災水道施設被害等現地調査団報告書」
http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_18.html
- ・水産庁「東日本大震災について～漁場施設の被害状況調査について～」
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/120727.html>
- ・総務省（e-Stat）「平成22年国勢調査 小地域概数集計」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- ・総務省（e-Stat）「平成22年国勢調査 人口等基本集計結果」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- ・総務省（e-Stat）「平成22年国勢調査 小地域集計および産業等基本集計」
<http://www.e-stat.go.jp/estat/html/NewList/000001039448/NewList-000001039448.html>
- ・総務省「住民基本台帳人口移動報告」
<http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm>
- ・「マピオン」（<http://www.mapion.co.jp/map/japan.html>）

【別表】

＜別表 1＞ 都道府県別の第 1 号被保険者の対前月比 (%)

平成 23 年 (2011 年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
青森県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
岩手県	-0.1	-3.6	-0.4	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.3	2.1	0.1
宮城県	0.0	0.0	-1.1	-0.6	-0.1	-0.9	0.0	0.0	0.6	1.0	0.2	0.1
秋田県	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
山形県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
福島県	-0.1	-2.9	-1.0	-0.9	-0.7	-0.4	2.4	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
茨城県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
栃木県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
群馬県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1
埼玉県	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
千葉県	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
東京都	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
神奈川県	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
新潟県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
富山県	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2
石川県	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1
福井県	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
山梨県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
長野県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
岐阜県	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
静岡県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
愛知県	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
三重県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
滋賀県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
京都府	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
大阪府	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
兵庫県	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
奈良県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2
和歌山県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
鳥取県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
島根県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
岡山県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
広島県	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
山口県	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
徳島県	0.0	0.0	-0.1	-0.2	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
香川県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
愛媛県	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
高知県	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
福岡県	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
佐賀県	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2
長崎県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
熊本県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
大分県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
宮崎県	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
鹿児島県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
沖縄県	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
全国平均	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2

<別表2> 都道府県別の要介護（要支援）認定者の対前月比（％）

平成23年（2011年）

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	0.0	0.5	0.5	0.4	0.1	0.8	0.5	0.4	0.5	0.2	0.5	0.4
青森県	-0.2	0.2	0.3	-0.1	0.4	0.7	0.4	0.3	0.5	0.1	0.3	0.1
岩手県	-0.2	-3.1	-1.0	0.0	-0.3	1.1	0.8	0.6	0.8	1.5	2.1	0.0
宮城県	0.0	0.6	-2.5	-2.0	-0.7	1.5	1.5	1.2	2.2	2.6	-0.3	0.3
秋田県	0.2	0.1	0.3	0.2	0.4	0.5	0.4	0.6	0.3	0.1	0.0	0.2
山形県	0.2	0.4	0.5	-0.1	0.2	0.6	0.5	0.2	0.3	0.3	0.1	0.0
福島県	-0.1	-2.4	-1.6	-1.4	-0.2	1.4	2.0	1.5	0.8	0.5	0.6	0.2
茨城県	0.0	0.4	0.1	0.4	0.2	0.8	0.6	0.6	0.6	0.2	0.6	0.1
栃木県	0.0	0.8	0.2	0.3	0.4	0.6	0.3	0.2	0.4	0.4	0.3	0.0
群馬県	0.0	0.3	0.6	0.2	0.2	1.0	0.6	0.3	0.7	0.2	-0.5	0.8
埼玉県	0.0	0.6	0.6	0.3	0.4	0.9	0.6	0.3	0.6	-0.1	1.0	0.3
千葉県	-0.2	0.4	0.6	0.4	0.3	0.7	0.5	0.4	0.6	0.4	0.5	0.2
東京都	0.0	0.3	0.6	0.4	0.3	1.1	0.1	0.4	0.6	0.4	0.5	0.4
神奈川県	0.2	0.4	0.7	0.4	0.3	0.9	0.5	0.4	0.7	0.5	0.6	0.4
新潟県	-0.1	0.3	0.5	0.3	0.1	1.0	0.4	0.3	0.5	0.1	0.3	0.2
富山県	0.1	0.4	0.2	0.6	0.1	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.1	0.1
石川県	0.0	0.3	0.6	0.4	0.3	0.5	0.3	0.4	0.5	1.2	-0.7	0.0
福井県	0.1	0.1	0.5	0.5	0.4	0.7	0.8	0.3	0.4	0.3	0.3	0.0
山梨県	-0.1	0.2	0.5	0.4	0.4	0.7	0.4	0.1	0.4	0.5	0.1	0.2
長野県	-0.3	0.4	0.6	0.7	-0.2	1.1	0.2	0.3	0.5	0.3	0.4	0.2
岐阜県	-0.1	0.4	0.6	0.4	0.3	0.6	0.5	0.4	0.6	0.3	0.3	-0.5
静岡県	-0.2	0.3	0.5	0.3	0.3	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	0.5	0.2
愛知県	-0.1	0.3	0.7	0.4	0.3	0.8	0.5	0.2	0.8	0.4	0.5	0.2
三重県	0.0	0.2	0.5	0.4	0.4	0.7	0.2	0.0	0.3	0.0	0.2	0.2
滋賀県	0.1	0.2	0.4	0.5	0.6	0.3	0.6	0.7	0.4	0.3	0.5	0.3
京都府	0.1	0.4	0.2	0.5	0.5	0.8	0.7	0.4	0.6	0.4	0.3	0.2
大阪府	0.0	0.3	0.5	0.5	0.4	0.6	0.8	0.3	0.6	0.4	0.5	0.1
兵庫県	0.1	0.4	0.7	0.5	0.4	0.7	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.2
奈良県	-0.2	0.4	0.6	0.5	0.2	0.8	0.6	0.5	0.0	0.8	0.3	0.1
和歌山県	0.0	0.4	0.2	0.4	0.2	0.6	0.3	0.6	0.3	0.6	0.2	0.3
鳥取県	-0.2	-0.1	0.4	-0.2	0.2	1.0	0.5	0.4	0.9	-0.1	0.1	0.0
島根県	-0.4	0.4	0.3	0.7	0.0	0.5	0.6	0.2	0.6	0.2	0.4	0.1
岡山県	0.0	0.2	0.5	0.6	0.2	0.6	0.7	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2
広島県	0.0	0.3	0.3	0.4	0.3	0.7	0.6	0.2	0.6	0.3	0.3	0.0
山口県	0.1	0.4	0.5	0.7	0.2	0.6	0.4	0.2	0.3	0.1	0.4	0.1
徳島県	-0.2	0.0	0.0	-0.1	0.8	0.7	0.2	0.2	0.4	0.1	0.1	-0.1
香川県	-0.5	0.4	0.6	0.6	0.2	0.6	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.3
愛媛県	0.0	0.2	0.5	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.5	0.2	0.3	0.1
高知県	-0.1	0.1	0.6	0.3	-0.2	0.6	0.5	0.3	0.5	0.2	0.5	0.2
福岡県	-0.2	0.3	0.6	0.3	0.3	0.6	0.7	0.2	0.5	0.3	0.4	0.2
佐賀県	-0.1	0.2	1.2	0.5	0.3	0.8	0.3	0.4	0.6	0.3	0.4	0.1
長崎県	0.1	0.0	0.5	0.6	0.0	0.6	0.5	-10.6	12.5	0.0	0.5	0.1
熊本県	-0.1	0.3	0.6	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.6	0.3	0.5	0.1
大分県	-0.1	0.1	0.5	0.4	0.3	0.6	0.4	0.4	0.2	0.2	0.4	0.1
宮崎県	-0.4	0.2	0.7	-0.1	0.2	0.7	0.5	0.3	0.7	0.0	0.6	0.0
鹿児島県	-0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.7	0.2	0.5	0.1	0.2	0.3	0.2
沖縄県	0.0	0.1	0.7	0.3	0.3	1.1	0.7	0.3	0.4	0.3	0.6	0.3
全国平均	0.0	0.2	0.4	0.3	0.3	0.8	0.5	0.2	0.7	0.4	0.4	0.2

<別表3> 都道府県別の受給者の対前月比(%)

平成23年(2011年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	-5.1	0.6	-0.8	0.6	0.8	0.5	0.9	0.5	0.7	0.2	0.7	0.6
青森県	-3.0	0.2	-0.2	-0.8	0.6	0.8	0.4	1.2	0.2	-0.1	0.4	0.3
岩手県	-2.1	-2.8	-1.0	-0.3	-9.7	9.8	1.8	0.3	0.4	1.4	2.3	1.0
宮城県	-1.8	0.2	-1.2	0.2	-21.5	17.4	-1.3	3.3	1.9	3.6	2.3	1.3
秋田県	-4.0	-1.3	0.2	0.2	0.8	0.4	1.7	0.3	0.8	0.2	0.4	0.5
山形県	-2.7	-0.5	-1.2	0.4	-0.3	1.6	0.2	0.8	-0.1	0.5	0.6	0.8
福島県	-1.1	-2.7	-2.2	-1.0	-7.4	3.5	5.4	1.7	0.9	1.0	0.8	1.9
茨城県	-4.7	0.2	-0.6	-0.3	0.4	0.3	1.4	0.9	0.4	0.5	0.8	0.8
栃木県	-4.1	0.4	-0.5	0.2	0.3	1.4	0.3	-0.3	1.3	0.0	1.1	0.2
群馬県	-4.5	-0.3	-0.3	-0.3	1.3	0.1	0.8	1.2	0.2	0.2	0.0	1.8
埼玉県	-5.1	0.4	-0.3	0.1	0.8	0.5	1.3	1.1	0.7	-1.0	0.9	1.0
千葉県	-5.9	0.6	-0.7	0.1	1.0	0.4	1.2	0.6	0.7	0.5	0.9	0.9
東京都	-5.9	0.3	-0.1	0.3	0.6	0.7	0.9	0.9	0.6	0.1	0.6	1.2
神奈川県	-6.0	0.7	-0.4	0.0	1.1	0.3	1.0	1.0	-12.7	0.2	15.4	1.5
新潟県	-4.7	0.5	-1.2	-0.4	1.5	0.3	1.0	1.3	0.0	0.2	0.2	1.3
富山県	-4.4	0.4	-1.2	0.2	1.1	0.7	0.4	0.9	0.5	0.2	0.4	1.0
石川県	-5.2	0.4	-0.7	-0.4	0.8	1.3	0.1	1.3	0.1	0.3	1.2	0.9
福井県	-4.1	0.2	-1.7	-0.6	2.2	0.6	-0.6	1.7	1.8	-0.6	0.5	0.9
山梨県	-3.8	0.3	-0.9	1.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.4	0.8	1.0	0.1
長野県	-4.7	0.0	-0.5	-0.9	1.6	1.3	0.6	0.8	0.5	0.1	0.6	0.7
岐阜県	-4.3	-0.3	-0.2	0.4	0.8	0.6	0.7	0.1	0.7	1.0	0.0	0.7
静岡県	-5.3	0.4	-0.5	0.4	0.5	1.1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.5	1.5
愛知県	-5.9	0.2	-0.3	0.6	1.0	0.5	0.9	0.7	0.2	0.8	0.8	0.8
三重県	-4.9	0.2	0.2	-0.8	1.4	0.3	0.8	0.5	0.1	0.6	0.3	1.3
滋賀県	-4.4	0.6	-1.4	0.0	0.8	0.9	0.6	1.1	-0.6	0.4	1.1	1.0
京都府	-5.7	0.2	-0.5	0.1	1.0	0.9	0.4	0.7	0.4	1.0	0.5	1.1
大阪府	-6.2	0.5	-0.5	0.4	1.1	0.4	0.8	1.2	0.5	0.6	0.8	0.8
兵庫県	-6.1	0.4	-0.6	0.1	1.4	0.6	0.7	1.0	0.3	0.6	0.7	1.1
奈良県	-5.2	0.1	0.9	-1.3	1.3	0.0	1.2	1.0	-0.4	0.6	0.9	0.8
和歌山県	-3.9	0.4	-1.0	0.0	1.0	0.4	0.4	0.7	0.2	0.0	0.9	1.0
鳥取県	-3.3	-0.2	-1.6	-0.2	0.9	0.6	0.5	1.5	0.4	-0.2	0.9	0.7
島根県	-3.8	0.4	-2.2	0.4	1.1	0.6	0.9	0.2	1.1	-0.7	1.1	1.0
岡山県	-3.7	-0.1	-0.9	-0.5	1.8	0.1	0.8	0.9	0.2	0.3	0.4	1.0
広島県	-4.7	-0.1	-0.8	0.0	0.7	0.6	1.1	1.0	0.4	0.1	0.6	1.3
山口県	-4.5	-0.2	-0.8	0.1	1.8	0.4	0.9	1.0	0.1	0.2	0.8	0.5
徳島県	-3.2	-0.2	-1.4	0.5	0.9	0.3	-0.2	0.8	0.2	0.4	1.1	0.7
香川県	-4.5	0.3	-0.6	-0.1	1.4	0.4	0.0	1.1	0.5	0.3	0.4	1.0
愛媛県	-3.6	0.1	0.2	0.2	-0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	1.8	-1.1	0.6
高知県	-5.1	0.3	-0.9	-0.3	1.2	1.0	0.6	0.7	0.6	0.2	0.8	1.0
福岡県	-4.7	-0.1	-0.7	0.0	1.1	0.6	0.6	0.1	1.3	0.3	0.5	0.9
佐賀県	-5.5	-0.1	-0.8	-0.2	1.1	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.5	0.8
長崎県	-2.9	-0.4	-1.2	-0.1	1.0	0.5	0.5	0.6	0.2	-0.4	1.6	0.7
熊本県	-4.8	-0.3	-1.1	-0.9	2.0	1.0	0.8	0.9	0.3	0.6	0.8	0.9
大分県	-3.6	0.1	-0.5	-0.8	1.1	0.4	-0.8	2.5	2.1	-1.5	0.7	0.7
宮崎県	-5.2	0.3	-1.0	-0.4	1.2	0.5	0.7	1.0	1.1	0.2	0.7	0.9
鹿児島県	-3.4	0.3	-1.6	0.0	1.3	0.5	0.2	0.7	0.4	5.3	-4.6	1.0
沖縄県	-5.4	0.2	-0.5	0.5	0.7	0.3	0.8	1.9	-0.3	0.6	0.9	0.6
全国平均	-4.9	0.2	-0.6	0.0	0.3	1.0	0.8	0.9	-0.2	0.4	1.3	1.0

<別表 4> 都道府県別の受給者 1 人当たりの費用額の対前月比 (%)
平成 23 年 (2011 年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	1.4	-1.7	-6.3	9.8	-2.8	1.5	-1.4	1.4	1.6	-2.8	1.8	-2.5
青森県	1.8	-1.2	-5.8	5.6	-0.6	3.0	-1.8	2.3	-0.3	-1.8	2.0	-2.4
岩手県	1.5	-1.3	-5.5	2.1	-1.6	5.0	-1.0	2.6	0.3	-1.6	1.7	-2.1
宮城県	1.9	-1.6	-5.3	-5.0	-0.5	8.7	-0.1	2.3	0.2	-2.4	2.5	-2.9
秋田県	2.0	-0.7	-6.2	7.8	-2.4	2.3	-1.1	2.2	0.4	-1.8	2.1	-2.7
山形県	1.8	-1.4	-5.6	5.9	-0.8	2.4	-2.6	3.5	0.7	-2.6	2.0	-2.0
福島県	1.5	-1.5	-5.5	-4.3	4.5	3.5	-0.6	2.6	1.0	-1.8	1.3	-1.6
茨城県	2.1	-1.5	-5.8	4.2	1.7	1.9	-1.7	1.9	0.7	-2.5	2.0	-2.7
栃木県	1.7	-2.4	-5.1	6.5	-0.9	2.2	-1.7	2.9	0.6	-2.4	2.2	-2.4
群馬県	1.6	-2.0	-5.7	9.1	-2.8	1.8	-1.1	2.1	1.2	-3.1	1.9	-2.2
埼玉県	1.7	-2.1	-5.3	8.2	-1.8	1.0	-0.6	1.7	1.7	-3.0	1.5	-1.9
千葉県	1.7	-1.8	-5.4	7.7	-1.8	1.6	-0.6	1.3	0.9	-2.4	1.4	-2.0
東京都	1.5	-1.9	-5.3	8.0	-1.8	0.9	-0.2	1.4	1.5	-2.5	1.3	-2.0
神奈川県	0.9	-1.1	-6.0	8.4	-2.0	1.4	-1.3	2.6	1.3	-3.2	1.7	-1.8
新潟県	2.3	-1.8	-5.6	8.2	-2.5	2.2	-1.9	2.4	0.5	-2.1	1.8	-2.5
富山県	1.4	-1.8	-5.7	9.1	-2.8	1.4	-1.0	2.1	0.9	-2.4	1.4	-3.1
石川県	1.6	-1.5	-6.7	9.2	-2.2	1.0	-1.9	2.8	1.4	-2.7	1.0	-5.7
福井県	1.9	-2.0	-4.7	8.6	-3.3	1.7	-2.3	2.7	1.2	-2.6	1.8	-1.8
山梨県	0.9	-2.1	-5.2	8.7	-2.4	1.6	-0.6	2.0	0.7	-2.7	1.8	-1.6
長野県	1.7	-1.8	-5.2	8.4	-2.7	1.9	-1.2	2.2	0.4	-2.2	1.7	-2.0
岐阜県	1.1	-2.9	-4.3	9.1	-2.6	1.4	-0.5	1.9	0.5	-2.4	1.8	-2.0
静岡県	1.1	-2.0	-5.2	8.8	-2.7	1.7	-1.3	1.9	1.7	-3.7	2.3	-1.8
愛知県	2.2	-2.4	-4.9	9.0	-3.2	1.8	-0.8	1.4	1.6	-3.3	2.8	-1.9
三重県	1.2	-2.4	-4.8	9.1	-2.8	1.0	-0.3	1.6	1.3	-3.5	2.6	-1.7
滋賀県	0.3	-2.4	-3.3	8.5	-3.0	1.5	-0.2	1.6	1.8	-5.1	3.5	-1.3
京都府	2.1	-2.6	-4.8	8.8	-3.0	1.4	-0.4	1.4	1.3	-3.1	1.6	-1.5
大阪府	1.3	-2.6	-4.5	9.0	-2.8	1.2	-0.3	1.3	1.1	-2.4	1.6	-2.3
兵庫県	1.6	-2.3	-5.0	9.2	-2.9	1.6	-1.1	1.6	1.3	-2.9	2.3	-1.9
奈良県	1.5	-2.8	-5.1	8.6	-1.8	1.0	-1.1	1.9	1.4	-2.8	2.0	-2.9
和歌山県	0.9	-1.8	-5.4	9.0	-3.0	1.9	-0.5	1.4	1.1	-3.9	0.8	-0.4
鳥取県	1.9	-3.0	-3.9	7.9	-2.7	2.6	-2.1	1.6	2.5	-3.3	2.5	-2.7
島根県	1.5	-2.1	-4.9	8.9	-2.9	2.0	-1.1	1.7	-1.7	-0.1	1.3	-1.6
岡山県	1.6	-1.5	-5.4	9.1	-2.7	1.1	-0.4	2.0	0.8	-2.7	2.0	-2.2
広島県	1.7	-2.4	-4.8	8.8	-2.3	0.9	-0.3	1.4	0.5	-2.3	2.1	-2.4
山口県	1.4	-1.4	-5.8	8.8	-2.8	1.5	-1.3	1.9	0.8	-2.8	2.2	-2.4
徳島県	1.5	-1.3	-6.3	10.0	-3.2	1.9	-0.8	1.2	1.6	-4.0	3.0	-2.5
香川県	1.9	-1.9	-5.5	9.4	-3.7	2.4	-0.9	1.0	1.8	-3.6	3.0	-2.4
愛媛県	1.3	-2.3	-6.0	10.3	-2.9	2.0	-1.0	1.3	0.4	-2.2	2.3	-2.2
高知県	1.6	-1.7	-6.0	9.0	-2.5	1.3	-1.0	1.1	1.8	-3.6	2.4	-2.4
福岡県	1.9	-2.3	-5.2	9.0	-3.1	1.6	-1.4	2.0	0.6	-2.3	1.5	-2.0
佐賀県	1.4	-1.7	-5.9	8.6	-2.2	2.2	-1.3	1.6	0.7	-2.7	1.9	-2.1
長崎県	2.0	-2.0	-5.4	8.5	-2.6	1.4	-1.2	2.2	0.5	-2.3	1.5	-1.9
熊本県	1.8	-2.3	-4.7	8.6	-3.3	2.1	-1.4	1.5	1.3	-2.5	1.6	-2.2
大分県	1.7	-2.4	-4.5	8.4	-2.4	0.9	-0.6	1.2	1.6	-2.4	1.9	-2.5
宮崎県	1.7	-1.7	-5.3	9.2	-3.1	1.7	-1.3	0.6	1.4	-1.1	1.5	-2.6
鹿児島県	1.4	-1.5	-5.2	8.8	-2.9	1.6	-0.9	2.1	0.7	-2.6	2.3	-2.4
沖縄県	1.6	-3.1	-4.5	9.1	-2.7	1.3	-1.6	2.7	-1.6	0.1	1.5	-1.6
全国平均	1.6	-2.0	-5.3	7.9	-2.3	1.9	-1.1	1.9	0.9	-2.6	1.9	-2.2

<別表 5> 都道府県別の介護給付費の対前月比 (%)

平成 23 年 (2011 年)

都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道	-1.7	1.9	-2.0	-5.2	9.6	-2.3	2.7	-1.2	2.1	1.7	-2.5	2.2
青森県	-2.1	2.1	-0.9	-6.2	6.0	-0.1	4.3	-1.2	2.1	0.5	-1.9	2.4
岩手県	-1.0	-2.0	-1.5	-5.7	-6.3	8.1	7.3	-0.3	1.4	3.1	0.6	2.3
宮城県	-1.0	1.5	-2.7	-5.0	-20.5	21.3	3.6	2.9	4.9	5.0	0.0	2.3
秋田県	-1.2	1.6	-0.9	-6.0	8.0	-2.0	4.7	-2.0	2.6	1.0	-1.7	2.7
山形県	-1.9	1.1	-2.1	-5.6	6.4	0.8	3.2	-0.7	1.7	1.4	-1.8	1.6
福島県	-0.4	-2.6	-3.2	-5.7	-11.2	9.1	11.4	1.5	2.6	2.6	-1.7	3.1
茨城県	-1.4	2.0	-2.2	-5.4	4.2	1.8	3.7	-1.1	2.2	1.7	-2.0	2.4
栃木県	-2.5	3.1	-2.6	-5.6	7.4	0.0	2.8	-0.8	2.9	0.7	-2.5	3.8
群馬県	-1.6	1.1	-1.5	-5.6	9.3	-2.2	3.1	-0.5	1.9	1.8	-2.7	2.7
埼玉県	-1.1	1.8	-2.1	-5.1	8.6	-1.1	2.6	-0.4	2.2	1.5	-2.3	2.3
千葉県	-1.2	1.9	-2.0	-5.0	8.2	-1.2	2.5	0.4	1.5	1.8	-1.6	2.3
東京都	-1.2	1.5	-1.8	-4.9	8.6	-1.6	2.3	-0.3	1.8	1.6	-2.5	2.7
神奈川県	-1.4	2.4	-2.4	-4.9	8.8	-1.9	3.3	-0.6	1.8	1.8	-2.8	3.5
新潟県	-1.8	2.2	-2.1	-5.9	9.3	-2.5	3.4	-0.4	1.6	1.6	-2.4	2.3
富山県	-1.7	1.6	-2.8	-4.4	8.7	-2.0	2.1	-0.2	1.7	1.6	-2.4	1.1
石川県	-2.1	2.7	-2.7	-5.5	9.4	-1.9	1.6	-0.2	2.0	0.9	-2.0	1.7
福井県	-1.8	1.7	-2.7	-5.0	9.4	-1.9	2.3	-0.3	2.6	1.4	-2.7	1.7
山梨県	-1.4	0.9	-1.7	-5.8	9.5	-1.7	2.9	-0.8	2.1	1.9	-2.8	2.5
長野県	-1.1	1.3	-1.7	-5.4	9.6	-1.9	2.6	-0.5	1.8	1.2	-2.1	2.3
岐阜県	-1.8	0.5	-1.9	-3.9	8.1	-1.7	2.4	-0.6	1.6	2.7	-3.1	3.0
静岡県	-1.3	1.4	-2.5	-4.6	9.2	-2.2	2.6	-0.4	1.7	2.0	-2.9	2.9
愛知県	-0.5	0.2	-3.7	0.8	5.1	-0.6	1.3	0.7	1.5	0.0	-0.3	2.0
三重県	-1.7	1.8	-2.6	-5.3	10.4	-2.2	2.6	-0.6	1.0	2.2	-3.0	3.8
滋賀県	-1.5	0.4	-2.5	-4.2	9.8	-2.6	2.7	0.6	0.7	2.7	-2.8	2.3
京都府	-1.3	1.3	-2.9	-4.3	7.0	0.2	1.9	0.8	1.7	-1.0	0.1	0.6
大阪府	-1.3	1.3	-2.3	-4.2	9.3	-1.9	2.2	0.3	1.1	1.7	-2.0	2.6
兵庫県	-1.5	1.5	-2.4	-4.5	9.2	-2.1	2.2	-0.1	1.4	1.9	-2.5	2.6
奈良県	-1.8	1.3	-2.4	-4.5	9.3	-2.4	3.1	-1.1	2.1	0.8	-1.6	2.6
和歌山県	-1.2	1.3	-2.4	-4.7	9.2	-2.0	2.6	-0.3	1.0	1.3	-2.2	3.1
鳥取県	-0.8	1.7	-4.3	-3.0	7.7	-2.0	2.3	0.4	1.7	0.8	-1.9	2.7
島根県	-2.1	1.2	-2.8	-5.1	10.2	-2.4	2.9	-0.8	1.7	1.7	-2.4	2.4
岡山県	-1.6	1.1	-1.8	-5.3	10.1	-2.5	2.3	-0.1	1.8	1.4	-2.5	2.8
広島県	-1.8	1.4	-2.5	-4.6	9.0	-1.7	2.2	0.0	1.2	1.3	-2.1	2.4
山口県	-2.4	1.2	-1.6	-5.9	10.1	-1.6	2.1	-0.8	2.1	1.1	-1.7	2.0
徳島県	-2.1	2.5	-2.0	-5.9	10.1	-2.9	2.2	-0.2	0.8	2.0	-3.3	3.7
香川県	-1.7	1.2	-1.8	-5.1	9.6	-2.0	1.5	-0.2	1.2	2.2	-2.9	3.1
愛媛県	-0.8	0.9	-1.8	-5.2	8.9	-1.9	2.7	-0.5	1.5	1.6	-2.4	2.6
高知県	-2.6	1.6	-1.8	-5.9	9.8	-1.8	2.2	-0.9	1.4	2.3	-3.1	2.8
福岡県	-2.1	1.7	-2.7	-4.8	9.5	-2.2	2.0	-1.0	2.3	0.8	-1.9	2.4
佐賀県	-3.0	1.8	-2.1	-4.4	9.4	-1.6	1.5	-0.8	1.4	2.8	-2.8	2.1
長崎県	-1.9	1.2	-1.7	-5.0	9.0	-1.9	1.9	-0.3	2.0	0.2	-1.3	2.0
熊本県	-1.6	1.0	-2.0	-5.1	9.6	-1.5	1.9	-0.9	2.3	2.1	-2.0	2.1
大分県	-2.0	1.3	-1.9	-5.2	9.2	-1.6	1.3	0.2	3.0	0.5	-2.6	2.4
宮崎県	-0.9	0.6	-0.6	-5.9	10.0	-2.7	2.6	-0.6	2.1	1.5	-1.9	1.7
鹿児島県	-1.9	1.3	-1.8	-4.9	8.8	-2.0	2.7	-0.6	2.4	1.0	-2.1	2.9
沖縄県	-0.7	1.4	-2.4	-4.8	9.2	-1.9	2.1	-0.2	1.6	-0.7	0.3	2.3
全国平均	-1.5	1.4	-2.2	-4.7	7.7	-1.1	2.7	-0.3	1.8	1.5	-2.1	2.5

第7章

東日本大震災の介護保険事業統計への 影響に関する調査分析 —南三陸町ヒアリング調査報告—

研究分担者 日下輝美 福島学院大学福祉学部講師
研究協力者 大澤理沙 東北大学大学院経済学研究科研究員

7.1 はじめに

(1)目的

本研究では一般的な統計では把握しきれない、東日本大震災被災地域における要介護者および介護サービス事業者の実態を、ヒアリング調査によって明らかにする。また、要介護者数や介護サービス受給者数が統計上、どのように把握されたのかを調査することで、統計上得られている数字と、実際の数字との間にどのような乖離が起こりうるのかを検討する。

(2)調査概要

本研究では、上記目的を達成するため、宮城県南三陸町（以下、南三陸町）を対象としたヒアリング調査を行う。調査対象地域に南三陸町を選んだ理由は3つある。第1に南三陸町は人口の多くが浸水地域に居住している町であり、浸水地域における人口割合が最も高い自治体であるためである。第2に、南三陸町は、町の中心部が深刻な津波被害を受けたため、医療・介護機能のほとんどが失われているためである。第3に、これは多くの自治体にあてはまることであるが、単独で介護保険の保険者となっているためである。

調査は2012年12月17日に行った。ヒアリング先は、南三陸町介護福祉課、南三陸町社会福祉協議会、居宅介護支援事業所である。ヒアリング先に南三陸町役場のほか、社会福祉協議会を選んだ理由は、介護サービスの供給主体として、震災前も震災後も主要な役割を果たしてきたからである。特に震災後はその役割は大きくなっており、現在居宅サービスを提供している介護事業所は南三陸町を除いては南三陸町社会福祉協議会のみである。

(3)構成

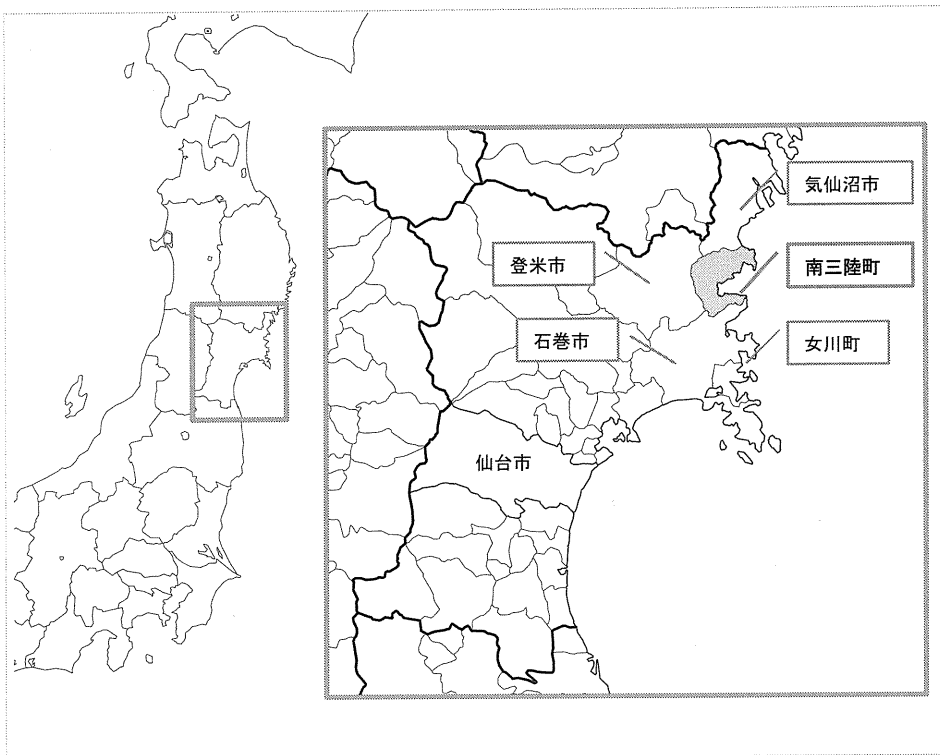
本研究の構成は次の通りである。続く第2節において、調査対象地域である南三陸町について被災状況や震災後の介護サービスの状況を概観する。第3節では、震災が介護サービスの需給に及ぼした影響を見ていく。第4節では、介護サービス事業者への影響から地域への影響への波及について述べる。第5節では、これまでの議論を踏まえて政策を述べ、最後に第6節においてまとめを行う。

7.2 南三陸町について

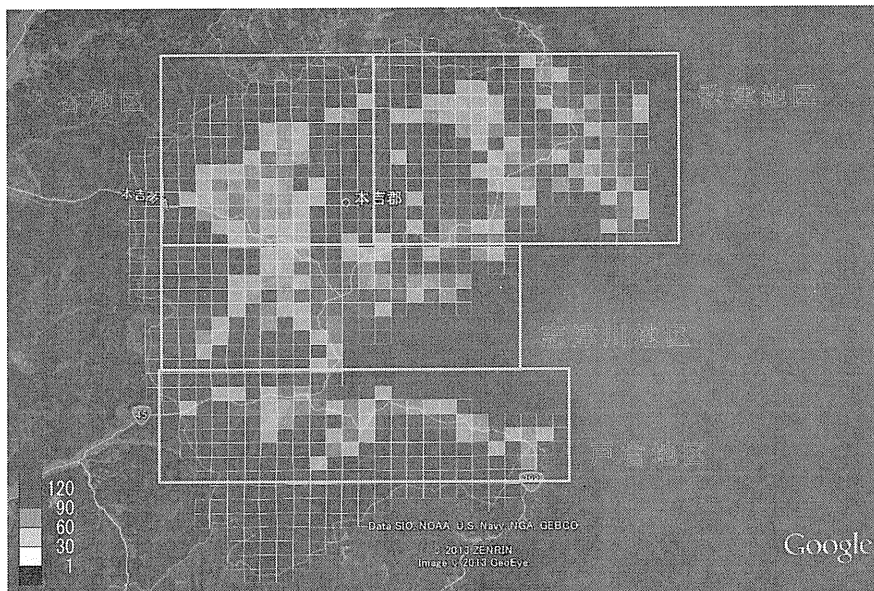
(1)南三陸町の概要

ここでは、調査対象地域である南三陸町の概要を述べる。南三陸町は宮城県沿岸北部に位置する、面積 164 km²の町である(図表 1)。町の7割を林野が占め、基盤産業は漁業、農林業、自然景観を活かした観光業である。2005年に志津川町と北隣の歌津町が合併して南三陸町が生まれた。町の中央部にある旧志津川町が、行政、経済、教育の中心となっている。

平成22年国勢調査によれば、南三陸町の人口は17,429人であり、そのうち15歳未満人口が2,158人(12.4%)、15歳～64歳人口が10,031人(57.6%)、65歳以上人口が5,238人(30.1%)となっている。人口の地理的分布をみると、地区別では、戸倉地区2,422(13.7%)、志津川地区8,238(46.5%)、入谷地区1,905(10.8%)、歌津地区5,148(29.1%)となっており、人口の半数近くが志津川地区に居住していることがわかる。図表2には500mメッシュの人口分布が示されている。図中の赤色の部分は500m四方に人口が120人以上居住していることを表している。ここから、人口の多くが沿岸部に居住していることがわかる。



図表 1 宮城県南三陸町の位置

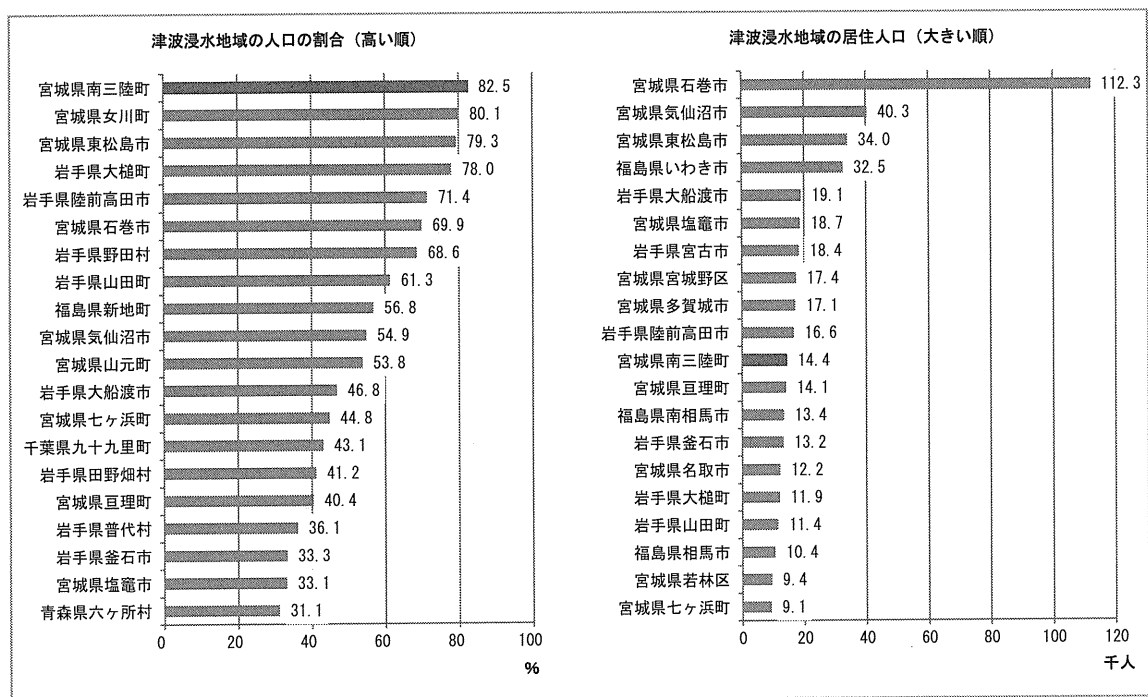


出所：総務省「平成 22 年国勢調査 500m メッシュ」より作成。

図表 2 南三陸町の人口の分布

(2)南三陸町における人的被害の状況

ここでは、南三陸町における人的被災状況を見ていく。まず、南三陸町の人的被災状況が他の被災自治体に比較してどのような位置あるのかを見ていく。



出所：総務省統計局資料より作成 (<http://www.stat.go.jp/info/shinsai/index.htm>)

図表 3 市町村別浸水範囲概況にかかるとの人口

図表 3 には、市町村別浸水範囲概況にかかるとの人口が示されている。これを見ると、津波浸水地域に居住する人口の当該市町村の人口に占める割合をみると、最も高いのが南三陸町で 82.1% となっている。人口実数を見ると最も多いのが、宮城県石巻市で 11 万 2 千人、南三陸町は 1 万 4 千人となっている。

次に、南三陸町の人的被災状況を詳しく見ていく。図表 4 には、南三陸町の人的被災状況をまとめた表が示されている。死者・行方不明者数は 800 人近くとなり、その人口割合は三陸海岸の市町村のなかでは極めて高くなっている。住家被害を見ると、3,000 戸を超える家屋が全壊・大規模半壊となっている。ピーク時の避難者数を見ると、9,753 人となっており、総人口の半数以上が一時避難を余儀なくされていたことがわかる。仮設住宅は 58 地区、2,195 戸が整備されることとなった。

図表 4 南三陸町の人的被災状況

	実数	データ年
総人口数	17,666 人	2011 年 2 月末
死者数	523 人	2012 年 3 月 9 日
行方不明者数	247 人	2012 年 3 月 9 日
全壊	3,142 戸	2011 年 12 月 31 日
大規模半壊	94 戸	2011 年 12 月 31 日
半壊	75 戸	2011 年 12 月 31 日
り災率	61%	2011 年 12 月 31 日
避難所数	45 カ所	2011 年 4 月 1 日
避難者数	9,753 人	2011 年 4 月 1 日
仮設住宅地区数	58 地区	2011 年 8 月 25 日
着工数	2,195 戸	2011 年 8 月 25 日

注 避難所数及び避難者数はピーク時の値を示している。
出所：南三陸町 HP、南三陸町資料より作成。

(3) 震災後の南三陸町の医療・介護サービスの状況

① 医療・介護サービス事業所の被災状況

ここでは、南三陸町の医療・介護サービス事業所について見ていく。まず、医療機関については、震災前には医療機関が、公立志津川病院とその他医科診療所 7 カ所、歯科診療所 5 か所があったが、現在では公立志津川病院と公立南三陸診療所、その他 2 か所の医科診療所と 2 か所の歯科診療所があるのみで、震災前の水準を大きく下回っている。また、公立志津川病院は南三陸町ではなく、隣の登米市に開設されている。

次に、介護サービス事業所について見ていく。図表 5 には、南三陸町の介護サービス事業所の被災状況が示されている。これを見ると、大部分の事業所が全壊となっていることがわかる。

震災後に介護サービスを提供している事業所は、介護施設が 4 カ所、グループホームが 2 カ所、通所介護事業所が 1 カ所、訪問介護事業所が 1 カ所となっている。入所型の施設については震災前の水準に戻りつつあるものの、通所系、訪問系のサービスがいまだに少ない状況である。

図表 5 南三陸町の介護サービス事業所の被災状況

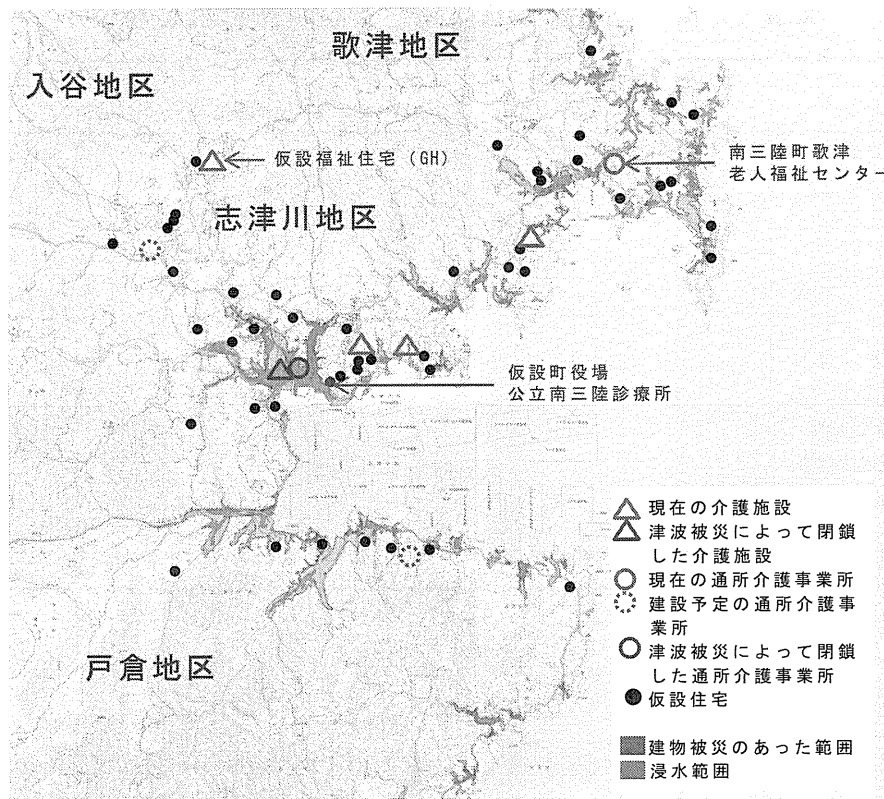
サービス種別	指定数	事業所					利用者			
		全壊	半壊	一部損壊	被害無	被災率	休止	廃止	死亡	行方不明
1 居宅介護支援	4	4	0	0	0	100%	0	1	46	17
2 訪問介護	4	4	0	0	0	100%	1	2	19	6
3 訪問入浴	1	1	0	0	0	100%	0	0	0	0
4 訪問看護	1	1	0	0	0	100%	0	0	28	22
5 訪問リハビリテーション	1	1	0	0	0	100%	0	0	2	0
6 通所介護	2	1	0	0	1	50%	1	0	10	1
7 福祉用具貸与, 販売	1	0	0	0	1	0%	0	0	0	0
8 特別養護老人ホーム	1	1	0	0	0	100%	1	0	34	0
9 介護老人保健施設	2	0	2	0	0	100%	1	0	5	5
10 介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	100%	0	1	3	7
11 認知症対応型共同生活介護	2	0	0	1	1	50%	1	0	0	0
12 地域包括支援センター	1	1	0	0	0	100%	0	0	7	4
計	21	15	2	1	3	86%	5	4	154	62

出所：宮城県資料より作成。

②南三陸町における介護サービス事業所と仮設住宅の分布

図表 6 には、南三陸町の介護サービス事業所の分布が示されている。図表中の黒い点は仮設住宅を、丸と三角は介護事業所を示しており、それぞれ、居宅介護事業所と介護施設（グループホームを含む）である。これを見ると、居宅系サービスについては、歌津地区にある歌津老人福祉センターのみがデイサービスと訪問介護サービスの提供を行っていることがわかる。入所系サービスについては、介護施設が 3 か所、福祉仮設住宅が入谷地区に 1 か所あり、18 床となっている。

そのため、施設入所者以外の要介護者が在宅あるいは、通所介護サービスを利用する場合は、歌津地区にある事業所のサービスを利用するほかなく、震災前よりも移動距離や時間が長くなる傾向にある。一方では、入谷地区と戸倉地区に 2013 年 2 月にデイサービス事業所が開設予定である。



出所：日本地理学会津波被災マップをもとに作成。

図表 6 介護サービス事業所の分布

③介護事業に関する南三陸町の対応

震災直後からの南三陸町の対応を介護事業の実施に関連して見ていく。南三陸町では震災後の 2011 年 3 月 22 日から、住民基本台帳を整備するため、すべての世帯を対象としたアンケート調査を始めた。調査票はすべての避難所や被災を免れた住宅に配布した。当初 4 月 10 日を回収日としたが、その時に回収できた調査票は全体の 1 割にも満たず、残りの 9 割以上の世帯については、個別の聞き取り調査を行った。その結果、住民基本台帳が整備されたのは 7 月頃となった。

要援護者への対応として、町内に 2 カ所の福祉避難所を設置した。委託先は介護サービス事業所とした。福祉避難所においては、要援護者に対して介助等を専門のスタッフが行った。これは町の事業であり介護保険サービスとは異なるため、要介護認定などとは無関係に、無料でサービスを受けることができた。また、その費用は町の予算によってまかなわれている。

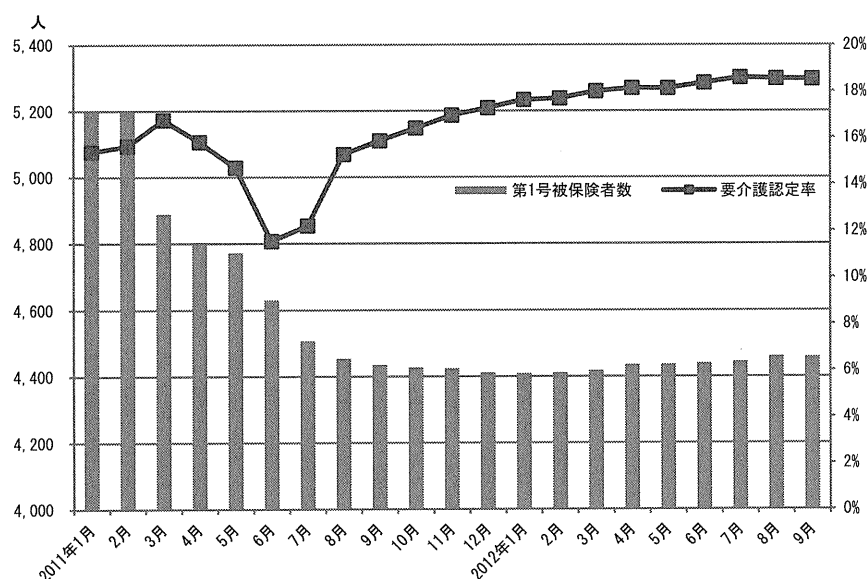
介護保険制度上の対応として以下の対応をおこなった。原則として 7 月 1 日までは、被災により被保険者証を紛失した場合であっても、氏名、生年月日等を申し出ることによって被保険者証なしでの介護サービス利用を可能とした。利用者

負担の免除や介護保険施設等の食費・居住費等の減免を実施し、保険料の免除、徴収の猶予を行った。加えて、2012年4月開始予定の第5期介護保険事業計画実施を延期し、第4次介護保険事業計画を延長した。介護保険事業所は3月分の介護給付費は概算請求を行った。

7.3 介護サービスの需給に及ぼした影響

(1) 「介護保険事業状況報告月報」からわかる介護サービス利用の推移

ここでは、厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」をもとに、南三陸町の要介護（要支援）者数や介護サービス利用者数の推移を見ていく。



出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」より作成。

図表 7 南三陸町の第1号被保険者数と要介護認定率の推移

図表 7 には、2011年1月から2012年9月までの南三陸町の第1号被保険者数と要介護認定率の推移が示されている。要介護認定率は要介護（要支援）認定者数を第1号被保険者数で除することで得た。第1号被保険者数と要介護認定率の計算に用いた要介護（要支援）認定者数は、各月末の値である。これを見ると、第1号被保険者数は2011年2月から3月にかけて大きく減っているものの、2011年7月までは徐々に減少を続けていることがわかる。これは、3月11日の津波による死者の把握に時間がかかったためであると考えられる。各月第1号被保険者数は住民基本台帳を基に算出されるため、第1号被保険者数が安定するのが8月ごろとなっており、住民基本台帳の整備が完了した7月と整合的である。また、この中には津波による死者あるいは行方不明者のほか、震